

***建設コンサルタント登録規程による技術士要件一覧**

技術上の管理をつかさどる者の要件				
登録部門		業務の内容	技術士第2次試験の選択科目	
			技術部門	選択科目
1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	治水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む)、砂防(地すべり防止を含む。)若しくは海岸海洋に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋
			総合技術監理部門	建設一般 河川、砂防及び海岸・海洋
2	港湾及び空港部門	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	港湾及び空港
			総合技術監理部門	建設一般 港湾及び空港
3	電力土木部門	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	電力土木
			総合技術監理部門	建設一般 電力部門
4	道路部門	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	道路
			総合技術監理部門	建設一般 道路
5	鉄道部門	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	鉄道
			総合技術監理部門	建設一般 鉄道
6	上水道及び工業用水道部門	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理	上下水道部門	上水道及び工業用水道
			総合技術監理部門	上下水道一般 上水道及び工業用水道
7	下水道部門	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理	上下水道部門	下水道
			総合技術監理部門	上下水道一般 下水道
8	農業土木部門	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	農業部門	農業農村工学
			総合技術監理部門	農業一般 農業農村工学
9	森林土木部門	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	森林部門	森林土木
			総合技術監理部門	森林一般 森林土木
10	水産土木部門	港湾計画若しくは沿岸漁場に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理	水産部門	水産土木
			総合技術監理部門	水産一般 水産土木
11	廃棄物部門	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理	衛生工学部門	廃棄物・資源循環
			総合技術監理部門	衛生工学一般 廃棄物・資源循環
12	造園部門	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	都市及び地方計画
			総合技術監理部門	建設一般 都市及び地方計画
13	都市計画及び地方計画部門	都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	都市及び地方計画
			総合技術監理部門	建設一般 都市及び地方計画
			一級建築士	同業務5年以上の実務経験

経
験
要

技術上の管理をつかさどる者の要件				
登録部門	業務の内容	技術士第2次試験の選択科目		
		技術部門	選択科目	
14	地質部門	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言	応用理学部門	地質
			総合技術監理部門	応用理学一般 地質
15	土質及び基礎部門	事業別の部門に係る土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	土質及び基礎
			総合技術監理部門	建設一般 土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート部門	事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	鋼構造及びコンクリート
			総合技術監理部門	建設一般 鋼構造及びコンクリート
17	トンネル部門	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	建設部門	トンネル
			総合技術監理部門	建設一般 トンネル
18	施工計画、施工設備及び積算部門	事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理又は工事実施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント	建設部門	施工計画、施工設備及び積算
			総合技術監理部門	建設一般 施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境部門	前記6から11を除く事業別の部門に係る自然 建設部門環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理	建設部門	建設環境
			総合技術監理部門	建設一般 建設環境
20	機械部門	事業別の部門の工事実施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理	機械部門	機械設計
				材料強度・信頼性
				機構ダイナミクス・制御
				熱・動力エネルギー機器 流体機器
			総合技術監理部門	機械一般
				機械設計 材料強度・信頼性 機構ダイナミクス・制御 熱・動力エネルギー機器 流体機器
21	電気電子部門	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	電気電子部門	
			総合技術監理部門	電気・電子一般
				発送配変電
				電気応用
				電子応用
				情報通信
電気設備				

* (社)建設コンサルタンツ協会により登録されたRCCM資格 (配置予定技術管理者となりうる要件)

1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	RCCM規程第4条に規定するRCCM資格試験 (以下本表において「RCCM試験」という。)の技術部門が河川、砂防及び海岸であるものに合格していること
2	港湾及び空港部門	RCCM試験の技術部門が港湾及び空港であるものに合格していること
3	電力土木部門	RCCM試験の技術部門が電力土木であるものに合格していること
4	道路部門	RCCM試験の技術部門が道路であるものに合格していること
5	鉄道部門	RCCM試験の技術部門が鉄道であるものに合格していること
6	上水道及び工業用水道部門	RCCM試験の技術部門が上水道及び工業用水道であるものに合格していること
7	下水道部門	RCCM試験の技術部門が下水道であるものに合格していること
8	農業土木部門	RCCM試験の技術部門が農業土木であるものに合格していること
9	森林土木部門	RCCM試験の技術部門が森林土木であるものに合格していること
10	造園部門	RCCM試験の技術部門が造園であるものに合格していること
11	都市計画及び地方計画部門	RCCM試験の技術部門が都市計画及び地方計画であるものに合格していること
12	地質部門	RCCM試験の技術部門が地質であるものに合格していること
13	土質及び基礎部門	RCCM試験の技術部門が土質及び基礎であるものに合格していること
14	鋼構造及びコンクリート部門	RCCM試験の技術部門が鋼構造及びコンクリートであるものに合格していること
15	トンネル部門	RCCM試験の技術部門がトンネルであるものに合格していること
16	施工計画、施工設備及び積算部門	RCCM試験の技術部門が施工計画、施工設備及び積算であるものに合格していること
17	建設環境部門	RCCM試験の技術部門が建設環境であるものに合格していること
18	機械部門	RCCM試験の技術部門が機械であるものに合格していること
19	水産土木部門	RCCM試験の技術部門が水産土木であるものに合格していること
20	電気電子部門	RCCM試験の技術部門が電気電子であるものに合格していること
21	廃棄物部門	RCCM試験の技術部門が廃棄物であるものに合格していること